指定旧供給地点小売供給譲渡譲受の 認可について

近畿経済産業局長から、阪奈瓦斯株式会社(法人番号 9122001016327)及び伊丹産業株式会社(法人番号 5140001077993)による指定旧供給地点小売供給譲渡譲受の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 28 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第 47 条の 6 の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準第 1(13)で準用する審査基準第 1(17)②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

官 印 省 略 20210702 近畿第 7 号 令和 3 年 7 月 12 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給譲渡譲受の認可について(回答)

令和3年7月1日付け20210629近畿第69号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給譲渡譲受の認可について、認可することに異存はありません。